

## 体育やスポーツの危機について発言してきたこと

山本徳郎（奈良女子大学名誉教授）

本稿の提出期日間近になった今日3月29日に、「全国柔道事故被害者の会」会報（メールマガジン、2020年3月号）が準会員の私に届いた。全柔連の山下会長が全柔連登録者数の減少が深刻な状況だと述べたようだ。武道必修化で柔道人口が増えると期待していたようだが、2018年度中学校の柔道授業で8,656件（5千円以上の要医療費）も事故が発生して、柔道が危険なことを広めてしまった。加えて柔道部活動では5,285件も発生しているのだ。日本より柔道人口の多いフランスでは、死亡事故はほとんどない。指導者の資格に国家試験を課している。このことは全国柔道事故被害者の会から全柔連に伝えられていたことだ。日本はほとんど改善されていない。全柔連山下会長はその後柔道指導者養成問題を、どのように改善したのだろうか。こんなに多くの事故を発生させていて改善したと言えるのか。IOCのメンバーになるより先にせねばならない課題ではないか。私にとって柔道死問題は体育・スポーツ危機の原点でもある。こんな無自覚な人物を日本のスポーツ界を代表する所に置いていいのか。指導者の自覚の問題なのだ。これこそまさに日本の体育・スポーツの危機ではないだろうか。

### はじめに —— 二つの宣言

2019年11月27日に、「全国柔道事故被害者の会」代表倉田久子さんからメールを頂いた。内容は11月30日（土）夕方に行われる研究会へのお誘いだった。私は「柔道事故被害者の会」の準会員として、時々行われたシンポジウム等に参加していたので倉田さんを存じ上げていたし、以前にも連絡を頂いた。会場は同志社大学新町キャンパスで、倉田さんがご子息のケースを話されるとのことだった。倉田さんのご子息総嗣さんは2011年6月15日に名古屋市立向陽高校柔道部の練習中大外刈りで投げられ、後頭部を打撲した。救急搬送された大学病院で急性硬膜下血腫とわかり、ただちに開頭手術を受けたが7月23日にお亡くなりになった。その経緯はこれまでの被害者の会等で知っていたが、お母様から直接お話を伺ったことはなかった。開催日が差し迫っていたが、会場も拙宅から比較的近かったので参加し、拝聴することにした。

当日の会場には南部さおりさんも参加されていた。お名前は前から知っていたが、お目にかかるのは初めてだった。彼女から出版されたばかりの『反体罰宣言—日本体育大学が超本気で取り組んだ命の授業—』（春陽堂書店）を頂いた。日本体育大学（以後日体大

と略称する）のイメージを損ないかねない表題に一瞬戸惑いを覚えたが、逆に大学の本気度が示されている著書だと感じた。奥付を見たら2019年11月28日発行とあり、2日前に発行されたばかりのものだった。

日体大は、2012年12月に起きた大阪市立桜宮高校事件を相当重く受け止めたようだった。顧問教諭の実名と出身大学も公表されたので、重く受け止めざるを得なかったのだろう。この事件は当時2年生でバスケット部主将の生徒が顧問教諭からしばしば体罰を受け、それが原因で12月23日に自宅で自殺したというものだった。新聞やテレビ等でも大きく取り上げられ、一種の社会問題化していた。日体大では翌2013年2月8日の教授会で「反体罰・反暴力宣言」を行い、これを翌々日のホームページで公表したという。

奈良女子大学を1998年3月に定年退職した私は、同年4月から2年間岩手大学に行き体育の大学院設置に協力した。その後2000年4月から、ここでも大学院を設置するというで国士舘大学にお世話になった。赴任する前の年、すなわち1999年に国士舘大学では剣道部で、在学中の学生が下級生部員に暴力を加え死に至らしめるという事件があった。着任したときも大変な時期で、学内には重苦しい雰囲気漂っていた。剣道部は解散させられ、剣道関係の

教員も何らかの処分がなされていた。そして大学も「非暴力宣言」を公表し、配布物にも印刷されていた。

日体大の「反体罰・反暴力宣言」、そして時期は少し遡るが、国土館大学の「非暴力宣言」と、二つの宣言は体育やスポーツの指導者養成に関わる機関における『宣言』だけに、我々の領域に対して大きな問題を提起していたのだ。

国土館大学で私の担当した講義はスポーツ社会学だったので、さっそく「暴力」問題を取り上げた。1985年に、サッカーのヨーロッパ・カップ決勝戦が行われたブリュッセルのヘーゼルスタジアムで観客が騒ぎ、多数の死者・負傷者を出した事件があった。そのことにふれながら、かつて「体育・スポーツと暴力—研究を進める手がかりとして—」という小論を書き、『体育・スポーツ評論 2号』（1987年3月）に掲載されていた。講義においては、主としてこの内容を材料にした。何回か講義しているうちに、暴力とは人間を人間にしている根源にあるものではないかと考えるに至り、内容を整理して国土館大学の『体育・スポーツ科学研究』第6号（2006年3月）に「非暴力宣言！？」と題して寄稿した。ここでは非暴力宣言は、下手すると「非人間宣言」になるのではないか、という懸念を呈示していた。

本稿では、上記の事も含めて、私がこれまでに考えてきた「体育・スポーツの危機」に関して発言してきたことをたどってみることにした。なお文中では敬称を略させて頂いた。

## I 素朴な疑問

### — 拙著『私たちと近代体育』（福村出版、1970）に示した私の懸念

1957年3月に東京教育大学体育学部を卒業した私は進学しながら東京教育大学附属小学校で体育専科の非常勤講師を勤めた。非常勤だったが一日4コマ、週3日通ったので、週12コマの授業を担当した。その仕事は以後大学院在学中と、さらに文化女子大学に専任で勤務するようになって数年間、結局1969年3月まで12年間続けた。その間に『学校体育』や『体育科教育』という雑誌への寄稿もあったが、自分の問題意識にもとづいて書いたものはほとんどなかった。

大学院博士課程を単位取得退学したのが前の東京オリンピックが行われた1964年3月で、4月から新た

に4年制の大学となった文化女子大学（現、文化学園大学）に専任で勤務した。そこでは一般体育の実技と講義を担当したので、一時は小学生の体育と女子大生の体育を共に体験していた。両者に存在する体育やスポーツの問題を、いろいろ考えさせられたものだった。運動意欲にみなぎっている小学生と、目の前にボールを出されても見向きもしない年頃の女子大生との違い。国立大学附属という施設・設備に恵まれた環境と、身近に運動出来るスペースも運動場もない大学の一般体育の置かれていた状況の違いに遭遇し、体育とは何か、に始まり、制度の問題に至るまで、疑問だらけになっていた。このことが、当時の大学闘争が提起していた問題とも重なって、以後私の体育・スポーツへの思いは、これは本当にいい営みなのだろうかという「ためらい」を感じ、疑念や批判をあらわにする問題意識を常に刺激されていた。

丁度そのようなときに、福村出版から教科書を作らないかと持ち掛けてきた。当時は大学生が急増した時期で、体育関係の図書もかなり出回るようになっていた。しかしそれらの図書の多くは、学術的な専門書ではなく、いわゆる一般体育の講義用テキストだった。当時の本屋さん、高等教育に耐えるような良書を作ることで、売れる本を作るということに頭が向いていた。私は確か専攻科在学時代に、GHQの追放が解除されて大学に戻ってこられた生理学の杉靖三郎の「心身論」を受講したとき、先生がおっしゃった「大学では教科書を使うべきではない」という言葉が頭から離れなかった。大学は「高等教育」だから、数日でも古くなった知識（教科書に盛られるような事実）を与えるべきではない、とおっしゃっていた。大学で学ぶ「高等教育」とは、その学問領域の最先端を知ることであり、学ぶということは、このようなことなのかと、深く感銘し印象に残ったお言葉だった。

著書を出版できるせっかくの機会だったが、学生数の多い我々の所（売れる所）にきた出版社の意図が見え見えだったので、私は断ってしまった。その時私は編集担当の若い方に体育やスポーツに関する自分のためらいや疑念を述べていたようだった。当時の学生運動とも関係したような雰囲気があった若い編集者が、その後しばらくたってから再び現れ、今度は教科書としてではなく、私の書きたいことを書いてくれと言って再考を促してきた。

当時は高度成長期の最中で、公害も問題になっていたし、人口も増え、大学生が爆発的に多くなって

きた時期だった。大学生の数が、戦前の中等教育を受けていた生徒数とほぼ同じになったと感じていたと記憶している。特に当時多く存在していた女子短期大学が4年制の大学へ移行し始めていた。体育やスポーツも1964年の東京オリンピック開催を前にして出された「スポーツ振興法」(1961年)に支えられ、発展の一途をたどっていた。

そのような最中に、私は体育の指導者として子どもたちや女子大生と関わり始めた。そこに様々な矛盾も感じていたので、それを書き留めておくチャンスだった。しかし初めての体験だったし、そんな思いだけで一冊の本を作りあげる自信がなかったので、当時非常勤でお願いしていた友人の清水重勇と成田十次郎にお願いし、三人で書くことにした。特に清水とは「近代社会観」に関する読書会も重ねていたので、比較的同じような問題意識を持っていたが、三人で打ち合わせをして取り組むことはしなかった。しかし書いている間に清水の提案で書名を『私たちと近代体育』とする事にした。私たち「の」、ではなく、私たち「と」としたのは、近代の体育は「わたしたち」と対立しているという発想だった。

私の担当した第三章は、日頃学生に体育理論として講義している内容を少し整理したものだった。体育史を専攻してきた私は、通例の生理学的内容を含む体育概論の話は不得手だったし、たとえ一般体育の講義であっても大学の授業は教員の専門領域に基づくものであるべきだという持論があったので、「これからの体育を考えるために一現代体育の諸問題に対する歴史的な問いかけ—」というものにした。今考えてみると、以後の私の論考では常にこのテーマを引きずっているようなものが多いことに気付かされている。いつまでも結論が出ず、最初の問題意識を持ち続けているようで恥ずかしい限りだが、常に同じような発想と問題意識で問い続けてきたことが、現在の私を形成したようにも思う。

担当した章で、私が危機管理問題にふれて書いた内容は以下の通りであった。

「われわれは日々の体育活動から、多くの事故の報告に接する。大部分は不可抗力による事故で、人事を尽くしてのことでありとして処理される。学校教育の教科の中で、保健室で一番お世話になるのが体育である。他の教科、たとえば家庭科、工作、理科等にも事故はあるのだから仕方がない、とよいのだろうか。

体育は少なくとも『からだ』の問題を扱う教科であ

る。もちろん時にははげしい運動も必要だろうし、教育的効果もあるだろう。しかし、特に義務教育段階では、子どもは学校に行かねばならないのだ。このようなところで事故は許されるだろうか。

ごくわずかであるにしろ、体育の授業では死亡事故すらある。こんな教科が『からだを良くするため』の教科として、学校教育にあってよいのだろうかという疑問がわく。またいろいろな事故の原因も、多くは不可抗力ということであろうが、指導者の指導法、およびそれを支えるその人の体育観にも一因があるのではなかろうか。人間の形成に、今日の学校教育はいかなる役割を果たしているのだろうか。

医療の分野での生体実験的諸事件に対して、『思想なき技術の使徒』(高橋暁正『医療人の原罪—思想なき技術の使徒—』朝日新聞夕刊、1969年11月20日)という批判がなされているが、体育においても同様なことがおこっているといえよう。・・・」(p.121,122)

この部分を叙述する際に、当時東京学芸大学で運動生理学を担当されていた小野三嗣の雑誌論文を見たことを記憶している。学校の体育時間に生じていた死亡事故が雑誌に報告されていたのだ。その実数がかかなり多かったのでびっくりしたことを覚えているが、当時の雑誌を探してみたが、見つからないままだ。

ここでは、まだ駆け出し時代であったが、小学生と女子大生への体育実践を経験しながら私が感じた体育にまつわる疑問・矛盾をささやかに書き出してみた試みであった。

## II 事故実態への驚き —「運動文化」の悲惨さ

1978年10月から、私は奈良女子大学へ転じた。それまで小学生や女子大生の体育実践を行ない様々な矛盾を感じていたので、何時かその経験を体育専攻の若い学生に話してみたいと思っていた。したがって、奈良からのお誘いを嬉しく受諾した。奈良女子大学には文学部教育学専攻のなかに体育学のコースがあり、定員は最初15名ほどだったと記憶する。奈良は戦後の新制大学発足当初から浅井浅一を中心に、優れた研究成果が示されていた。日本の体育やスポーツに関する学術的先進地だと感じていたので、私も一種のあこがれを抱いて赴任した。

1978年のその時は、東京から奈良への転居だけでも大変だった。それなのに移転を前にした9月末に、

八王子の大学セミナーハウスを利用して体育・スポーツ史の国際学会を行った。私も事務局に詰めていたので連日多忙であった。そして終わると同時に10月から奈良へ赴任せねばならないのに、奈良に了解を得て10月初めにベルリンで行われたヤーン・シンポジウムに出掛けた。ヤーン(1778-1852)は卒業論文以来、私が研究対象とした人物で、ドイツ体育(トゥルネン)の創始者であった。生誕200年を記念したシンポジウムが当時のベルリン自由大学で行われた。私も日本における唯一のヤーン研究者として「日本におけるヤーン像の変遷」というタイトルで、ドイツ語で発表した。成果の一端は「STADION」誌、IV、(1978年)に掲載されている。

奈良へ転じた当時、私は「運動文化」とも言われていた体育やスポーツにみられる「文化」の捉え方にわだかまりを感じていた。わだかまりの原因は、運動文化といわれるものが極めて強い競争的雰囲気の中で、しかも肉体を動かして表出されたものであるにもかかわらず、そういうことへの配慮の不足から来ていたようだ。特に、そのような雰囲気の中から生まれてくるものは、人間性豊かなものの表出というよりは、野獣性の表出とでもいった方がいいようなものではないだろうか、と。

もう一つは、従来の運動文化論は、文化の悲惨さということ意識しようとしていないことである。周知のように、核戦争、公害などは、我々人間が自ら作り出したものだけに、我々の手によってしか、我々の責任においてしか解決できないものである。このような文化の悲惨さの側面を、我々の領域では注目してきただろうか。体育やスポーツにおいて、多数の死亡事故が発生していたことを知った時、驚き以外の何ものでもなかった。

私が着任した当時、奈良には奈良教育大学の近藤英男が中心になって、研究グループが出来上がっていた。彼らは既に『体育学論叢』を2巻まで株式会社タイムスから出版していた。奈良に着任したばかりだった私もそのグループに加えていただき、第三巻の準備を始めた。何回か会合を重ねたのちに、各人の論文をまとめて出版した。書名は『スポーツの文化論的探究』(タイムス、1981年)だった。

そこに掲載した私の小論は、『体育とスポーツの行方—その文化性をめぐって—』というタイトルだった。「この小論は、管理の徹底化が進められている現代社会の中で、『運動文化』と言われている体育やス

ポーツの問題を、ホイジンガの遊戯論や森川貞夫のスポーツ労働論を検討しながら、今後の体育やスポーツの行方を探る手掛かりを求めてみようとした」と書き出されているが、当時の社会状況をすでに管理化傾向が強化されていると認識していたようだ。

具体的に問題にしたのは、「運動文化」の悲惨さということで、下記の表を示した。

区分	小学校			中学校			
	性別		計	性別		計	
	男	女		男	女		
A 体育活動中の死亡 (突然死を除く)	11	13	24	34	2	36	
Aの内訳	1 水泳	8	11	19	19	2	21
	2 器械運動	—	1	1	5	—	5
	3 柔道	—	—	—	5	—	5
	4 その他	3	1	4	5	—	5
B 突然死 (体育活動などで 相当の運動量を 伴っていた場合)	51	27	78	82	23	105	
計 (A + B)	62	40	102	116	25	141	

(日本学校安全会編『小学校・中学校死亡事故事例集』1979年、27-32頁)

日本学校安全会とは、日本学校安全会法(1959年)に基づいて設置された法人で、学校管理下における負傷、疾病等に対する災害給付を行っていた。2003年に独立行政法人・日本スポーツ振興センターの事業に吸収され、今日に至っている。

確か新聞の広告を通してこの死亡事故事例集の出版を知り、当時東京・千駄ヶ谷の国立競技場の敷地内にあった建物の中に安全会を訪ね、そこで購入した。

この表は1973年度から5年間に学校管理下で、特に体育的活動中に生じた死亡事故の実数を示している。驚くべき数字である。時には新聞などで知らされてはいたが、一般にこのような大量の死亡事故が、義務教育の中で、しかも必修の教科である体育の活動と関わって生じていたことを知らないで過ごしてきた。

AとBの場合を加えて見ると、小学校では102、中学校では141である。これは5年間の件数だから年平均は約20と30ということになる。1年間に小学校で20名、中学校で30名の子どもたちが体育活動とのかかわりで生命を落としているのである。体育やスポーツは、少なくとも人間の健康や幸福をその願いとしてされているのであるし、しかもこれは義務教育課程での必修

の教科に関する問題だけに、激しい怒りさえおぼえた。

さらに注目しておかねばならないのは、実数が小学校より中学校の方が多ということである。生徒数はむしろ逆で、中学生は小学生のほぼ半数しかないはずだ。したがって中学生は小学生にくらべて死亡事故の確率はほぼ3倍ということになる。これは中学生の方が年寄りだから仕方がないと考えたら大きな間違いだ。なぜならば、当時の厚生省が発表した「人口動態統計」によると、人生の中で中学生時代を含む10歳から15歳までが最も死なない時期なのだ。それなのに中学生の場合は小学生に比べて3倍もの死亡事故があるのは何故だろうか。しかも男子の方が圧倒的に多いことも決して理由がないわけではないだろう。このことから中学校の場合は体育活動のあり方、指導の仕方に何か問題があるのではないかと考えるのは考え過ぎだろうか。

私は体育学を専攻する学生の教育をする教員になったばかりだったが、何故体育は必修の教科なのかということに疑問を感じた。長年体育実践を経験しながら、体育の時間にはやりたくない者も必ず運動はしなければならない。運動をさせられるのである。人間には運動したいという基本的な要求があることになっている。しかしそれはどの程度の要求なのか、どんな形でしてみたい要求なのか、まったく個人差の大きいものだろう。発育盛りで最も運動要求が大きいと思われる小学生にも、さっぱり運動したがる子どもも随分いた。

国家を支える国民造りに熱心だった明治憲法下の学校では、強い軍隊を作ることをめざして体育（体操、教練）を必修とし、一定の基準を目指して営まれていたが、その名残を現在に至るまで引きずっているように思えて仕方がない。初等教育を含めて、日本の教育制度も根本的に再考されていいのではないだろうか。

この論考では、日本学校安全会編の死亡事故事例の数字を見つめていただきたかったのである。

### Ⅲ 暴力とは何か

#### ― 研究を進める手がかりを求めて

ここでは、『体育・スポーツ評論2号』（不昧堂出版、1987年3月）に掲載された拙稿『体育・スポーツと暴力―研究を進める手がかりとして―』において、暴力問題を考えてみる作業を示してみた。

この小論は6つに分けて記述した。研究の手がかり

として、私の問題意識に触れたことを当時参考にした文献と共に記しておきたい。

#### ○はじめに

このような問題に向かわせたのは、相変わらず慢性的に多発していた我々の領域における暴力・体罰問題の存在を、何とかせねばと思ったからだ。しかし直接的なきっかけは、1985年5月にブリュッセルのヘーゼルスタジアムで起きたサッカーリーグによる暴動のニュースと、同年夏に大阪の阪神梅田駅で熱狂的な阪神タイガースファンに出会ったことだった。

その年の阪神は久々に好調で、年間のリーグ優勝と、さらに西武ライオンズと戦った日本シリーズにも勝った年だった。他方その年には神戸でユニバーシアードがあり、並行して行われた大学スポーツ研究会議の手伝いをした関係で、時々奈良から大阪（梅田）を経て神戸に通っていた。8月末のある夜、神戸からの帰りにたまたま阪神電車に乗った時、丁度試合が終わった頃だったのか、甲子園駅からどっと大勢の客が乗り込んできた。大半がタイガースファンだった。阪神タイガースの帽子や黄色いメガホンほとんどの者が持ち、中にはユニフォーム姿の者もいる。それまで座席にもゆとりがあり、静かだった車内が急に変わってしまった。さすがに車内のためか球場からの興奮は一部にとどまっていた。しかし、終着駅梅田に着き全員が下車して改札口へ向かう頃からまた様子は変わった。どこから始まったのか「六甲おろし」が大合唱となり、改札口を出たところで立ち止まって何重もの環を作り、何回も繰り返され、さらに各選手の応援へと続いた。一定の秩序は保たれており、暴徒などというものでは全くなかったが、そこには群衆の力、エネルギー、圧力というものがひしひしと感じられた。

#### ○スポーツは平和のシンボルか

一般に今日でも体育やスポーツは、平和なもの、民主的なもの、明るいもの、楽しいもの、自由なもの、からだにいいものと言ったように、個人や社会にとってすべて「良いもの」のように論じられる傾向が強い。しかし現実には必ずしもそうではなく、多くの問題をはらんでいることは周知のことである。体育やスポーツをさらに文化として深めるためには、その「良いもの」ではない反対の面にも充分な検討が加えられなければならないと思っていた。

そのようなときに、「国民スポーツ研究所」の代表森川貞夫に出会った。同研究所はすでに『体育・スポーツ評論』（1985年12月）を創刊し、その第一号に私

も「体育・スポーツの歴史と1945年」という小論を寄稿させていただいた。第2号のテーマについて伺ったら「平和とスポーツ」とのことだった。それなら、平和が一度はくぐり抜けなければならない「暴力」の問題を無視できないのではないかと口をすべらせた。それがもとで、専門でもない私がこのようなものを書くことになってしまった。

ここでは、私の拙い古代ギリシャ時代の素養で、当時の競技、及びオリンピックの休戦と訳された「エケケイリア」を紹介している。さらに古代ギリシャの競技が宗教的行事だったことを、その終焉を迎えた理由がキリスト教の弾圧だったことを示しながら説明していた。そしてキリスト教に異教の存在を認める寛容さがあったなら、古代オリンピックはもっと続いていたに違いないと述べていた。興味深い指摘としては、当時の市民は音楽と体育で教育されていたが、為政者への教育は別で、例えばプラトンはそのために哲学を重視していた。つまり、音楽と体育で教育された市民は、哲学で鍛えられた為政者の指示に従う一種の臣民的存在であったかもしれない、と述べていた。

#### ○古代ギリシャの競技と現代スポーツ

ノルベルト・エリアスに『スポーツと暴力』（栗原彬他編『身体の政治技術』新評論、1986、p.93-130）という論文がある。エリアスは、主著『文明化の過程』の手法で、古代ギリシャの暴力容認的スポーツ活動から、近代スポーツへの変遷をたどり、その文明化過程を示そうとしている。競技そのものが軍事訓練の性格を持っていただけに、古代ギリシャの競技者は戦士としての美德を誇示しようとして、許される範囲の身体的暴力を駆使して戦った。彼らの身体的暴力に対する心理的規制は今日とは違い、その規制に伴う罪悪感とか羞恥心もきわめて弱かったようである。

エリアスは、古代ギリシャの競技に特有な暴力性と現代スポーツのそれを比較して、文明化過程の特殊な道筋を明らかにしようとした。その変化は古代ギリシャから中世を経ても大きく変わらなかったが、17、18世紀になって急激に変化したように考えられる。アリエス（杉山他訳）『＜子供＞の誕生』（みすず書房、1980）や、フーコー（田村訳）『監獄の誕生』（新潮社、1977）に示されているように、この時代はまさに「教育の時代」の始まりであった。身体的暴力への許容範囲の広さがその頃まで古代ギリシャとほとんど変わらなかったスポーツ活動においても、この頃から徐々に規制が加えられるようになり、19世紀に、所謂「ス

ポーツ」が組織的に展開しはじめる素地が作られた。

この変化を容認すると、現代のスポーツも同様な文明化の過程にあるわけだから、いずれどのようなものに変質してゆくのか、興味深いものである。

#### ○現代の体育・スポーツと暴力

19世紀以降スポーツも国際化が進み、ルールや組織が統一されるようになった。それは一種の管理化傾向にすら受け取られるようになった。ドイツのナチ化が進んでいた時に、隣国オランダでホイジンガが『ホモ・ルーデンス』（高橋訳、中央公論社、1963）を発表した。日本語訳の出版されたのが1964年の東京オリンピックの前年だったのでわれわれの領域でもかなり読まれたと思う。しかしホイジンガは19世紀末頃からスポーツはプレイフルでなくなったと言って管理化傾向を批判していたが、そのことは当時のわが国のホイジンガ理解からは欠けていた。

「暴力」を特集しているIOC『オリンピック・メッセージ』（1983年12月）によると、政治レベルでスポーツの暴力がはじめて問題になったのはアメリカンフットボールだった。1901年に6名の選手がゲーム中に死亡した。ルーズベルト大統領は、ルールを改正しなければ禁止すると言って、それを改正させたのである。

（日本では毎年のように体育やスポーツの事故で約40名の生徒が亡くなっている。首相はそれに注目したことがあるのだろうか。）

朝日新聞の社説が『部活の功罪を考える』（1986年9月28日）を掲載した。部活に対する厳しい批判であった。生徒たちは奴隷的使役を教育という名のもとに強いられていると言う。教育という名の迫害が進行していたのである。

これに関連して、シャッツマン『魂の殺害者—教育における愛という名の迫害—』と、「奴隷の自由と身体政治技術」というテーマでなされた対談（栗原彬他編『身体政治技術』新評論、1986のp.7-42）の中の竹内敏晴の発言を示しておきたい。

シャッツマン『魂の殺害者—教育における愛という名の迫害—』（草思社、1975年）が新聞広告に出たその日の勤め帰りに、書店に寄ったことを記憶している。シュレーバー親子の問題が紹介されている。シュレーバーとは、体育史を学んだ方は思い出すだろうが、ウィーン大学教授で『医療室内体操』（1855）の著者であった。その著書の付図が、我が国学校体育の最初の教材とも言うべき『榎中体操法図』であったことは良く知られている。このシュレーバーが、愛

する息子を立派な人間に育てるつもりでかなり厳しい家庭教育をする。正しい姿勢教育をするために各種の姿勢具を考案し、日常的に使用させていたのだ。このような愛情、思いやりという名のもとでなされた父の教育活動が、子どもに対しては一種の迫害となり、それが原因で、後に息子は精神に異常をきたしてしまうのである。

もう一つ注目したいのは、「奴隷の自由と身体のパラテクニク」というテーマでなされた対談での竹内敏晴(1925-2009)の言葉である。竹内敏晴は、ルソーの「自分はしたいことをする自由っていうことは考えたことがない」という言葉に出会ってショックを受け、では自由とは何だと思ったら、「したくないことはしないという自由しか考えたことがない」と書いてあったという。その後その言葉を考えた彼は、結局自由というのは奴隷の問題なのだ。だから奴隷が厭だと言った時に初めて自由があるのだと思うようになる。そして「今私たちは近代社会における市民だという幻想の中に生きているわけだけれども、実は管理社会の奴隷なんじゃないか」と言っている。そのように考えた時、したくないスポーツを拒否できる雰囲気は我々は子どもたちに与えているだろうか。我々は被教育者を奴隷状態に追いやっていないだろうか、気になってしまう。

### ○人間にとって「暴力」とは何か

これまで我々の領域では、暴力は単に逸脱しているもの、あってはならないもの、忌まわしいもの、避けられるならさげたいものと否定的にだけ考え、これと積極的に取り組む姿勢に欠けていた。しかしよく考えてみると、暴力とは人間の本質をなすもの、つまり人間を他の動物と区別するものなのではないかと思えてくる。

古くはソレルの『暴力論』(1908)もあるが、ここでは特に今村仁司『現代思想のキー・ワード』(講談社現代新書、1985年)を取り上げた。今村はベンヤミンの議論を参照しながら暴力論を整理した。ベンヤミンは根源的暴力を「神的暴力」と呼んだが、この設定は、これまでの暴力の社会哲学史から一歩進んでおり、人間の本質的なところをついている。「神的暴力」とはベンヤミンによると「境界線をひく」ことである。つまり神と人間とを区別すること、分離することである。ここでは神と人間となっているが、その神を自然や動物(人間以外の)に置き換えてみるとわかりやすい。

つまり、人間を際立たせるものの根源に暴力を置い

ているのだ。従来から人間を際立たせるものとして、理性(ホモ・サピエンス)、労働(ホモ・ファール)、遊戯(ホモ・ルーデンス)と言われてきたが、さらに「暴力」も付け加えなければならないのだ。人間の暴力は、自分の属する種をも絶滅させるような攻撃をするが、その点で他の動物とは違っているのだ。

人間は他の動物と違って、集団から離れて行動できるし、逸脱できるし、一人にもなれる。つまり、人間は動物から少しズラしたもの、狂ったものが人間の根本的な本質のようだ。このような本質を竹内芳郎(『文化の理論のために』岩波書店、1981年)は「狂気(デメンス)」と呼んだ。竹内は動物の立場から人間を見るという方法—竹内はこれを「野獣の光学」という—でそこに到達したが、これはベンヤミンが「神的暴力」に至った過程と似ていると思う。竹内は「境界線を引く」ことを「狂気」と言い、狂える動物である人間をホモ・デメンスと呼んだ。

デメンスという語はモラン(古田訳『失われた範列—人間の自然性—』法政大学出版局、1975年、p.144)によって始めて用いられたようだが、竹内の場合とは用い方が違っていた。また竹内を批判している尾関周二(「現代の人間観・言語観を問う—浅田彰らの<流行思想>を批判する」、『ニューアカデミズム—その虚像と実像』新日本出版社、1985年、p.164-210)の場合も、竹内の意図する所が全く理解されていない。

### ○おわりに

この論考を考えていた頃、若い友人から伊藤高弘他編『スポーツの自由と現代』(青木書店、1986年)が贈られてきた。18名の方々によって上下2巻に書かれた興味深い著書だった。その中で旧友の草深直臣から、私は「キュルケゴールの絶望観」(上、p.53)というご批判を頂いた。私も自分なりに将来への明るい見通しを模索しているが、当時のスポーツ状況に対しても絶望感の方が勝っていたようだ。

初めがあれば終りがあることは世の常だが、著者たちは概ね楽観的な将来像をお持ちのように感じた。なお、序章に於いて、スポーツ研究とフランス哲学の結びつきが批判されていた。その中で、私も大変啓発されたフーコー著(田村俣訳)『監獄の誕生—監視と処罰—』(新潮社、1975年)が「有害な参考文献」(上、p.5)とされていることには驚き、戦前の特高警察を思い出して怒りを覚えた。まさに暴力的で、いただけない叙述である。

## IV 非暴力とは？

### —「非暴力宣言！？」（2006年）

これは国士舘大学の『体育・スポーツ科学研究、第6号』（2006年3月）に寄稿した拙稿で論じたものである。すでに述べたように、2000年4月から、私は国士舘大学体育学部でお世話になった。翌年から開設される大学院に備えての赴任であった。

着任早々配られた書類の中に、大学が行った「非暴力宣言」が印刷されていることに気が付いた。大事件の後だけに大学としては当然の覚悟の表明だと理解できた。しかし同時にこの宣言は、下手すると文化の根源も否定して、「非人間宣言」になりかねないのではないかという危惧を感じた。私はいかなる暴力も許す気持ちは全くない。しかし私は約20年前に「体育・スポーツと暴力—研究を進める手がかりとして—」（『体育・スポーツ評論』第2号、不昧堂、1987年）という小論を書き、暴力問題を少し検討していた。そこでは同種同志が死にいたるまで暴力をふるう動物は人間という種だけなのだということ、そしてそのことを人間は自覚することが大切なのだということを書いてきた。だから私は、「暴力」は人間を他の動物と区別する根元にかかわる問題なのだということをして学生に話しておく必要を感じた。幸い国士舘大学では体育学科と武道学科の必修科目を担当することになったので、以後毎年講義の一部で「暴力」問題を取り上げてきた。講義の内容では、1987年の拙稿を中心に、当時の雑誌資料等に基づいて述べてきた。体育教員の現状は、体罰を理由に処分を受けた教員の半数が体育教員だったこと、しかし実態はもう少しひどいのではないかと予想なども示した。

ここで、これまでも取り上げたが、中身については殆ど触れてこなかった竹内芳郎の『文化の理論のために』を示しておきたい。竹内のこの論考は、最初当時発行されていた総合雑誌『展望』1976年11月号に掲載されていた。テーマは「文化の理論のために—文化の悲惨さを知る—」だった。ずいぶん昔のことなので、何故この雑誌を私が手に取ったのか定かでないが、多分体育やスポーツの文化性について考えていたことと、その副題にあった「文化の悲惨さ」ということにも関心があったのではないかと思う。

以後私の思考には、常に竹内のホモ・デメンス論からの影響が存在していたように思う。つまり体育やスポーツは良い面ばかりが強調されていたが、それを職

とする我々にとっては、死亡事故をはじめ良くない面を多く経験していたので、ついつい読み進み、影響されたように思う。まだ東京に居た最後の頃に『展望』1976年11月号を手に入れ、深く考えさせられ、さらに奈良に転勤になってから岩波書店から単行本が出版（1981年）されたので、それも入手した。

『展望』の時から、竹内芳郎の文章の中で、最も印象的だったのは次の一文だった。

「アウシュビッツでは、昼の勤務時間中、ユダヤ人をガス室に放り込んで毒殺することに精勤していたナチ党員たちは、夜になると、ユダヤ人たちの皮膚でつくった電気スタンドの笠のもとで、ゆったりとパイプをくゆらせながらモーツァルトの音楽を楽しんでいたという。ユダヤ人虐殺とモーツァルトの音楽と—この二つを不可分のものとしてともに産み出すものこそ、わたしたち人間の文化の本質なのだ」（竹内芳郎『文化の理論のために』（岩波書店、1981年、p,41）

運動文化論では、このような文化の二面性、特に文化の悲惨さを無視し続けていいのだろうか。竹内は人間とは何かを、つまり人間と動物とを区別する「文化」とは何かを深く追究している。文化（人間）の根源を求めたいという気持ちが書名に表れていたように思う。これを追究する手法として彼が選んだのは、他の動物の立場から人間を見るということだった。彼はこの方法を「野獣の光学」と呼んでいた。恐らくこれはニーチェが自分の方法を「病者の光学」と呼んでいたことを意識していたと思われる。竹内は、同種同志で殺し合いをする（暴力を行使する）人間を他の動物が見たら何と言うかと問い、問われた動物は恐らく「人間は狂っている」と答えるだろうと言っている。そこから彼は人間を「狂った動物」、すなわちホモ・デメンスだと定義した。従来人間は「理性ある動物」（ホモ・サピエンス）、「労働する動物」（ホモ・ファールベル）、「遊ぶ動物」（ホモ・ルーデンス）だと言われ、他の動物と区別されるこれらの特性から、万物の霊長だと言われてきた。しかしアウシュビッツの経験は、人間からこのような評価を吹き飛ばしてしまったのだ。21世紀の我々人間は、人間のこの根源的状態を厳しく認識することから出発しなければならない。竹内は、人間の根源をこのように示しながら、しかし、だから人間は、その狂いを蔽うような文化を持つようになったのだと論じている。

この小論では、人間は基本的には狂気的存在であるが、それを文化が覆うことによって、平和に存続し得ているという構造を示しておきたかったのだ。したがって非暴力宣言だけで終わってしまうと、人間を人間にしている諸現象を否定してしまうことになりかねず、下手すると非人間宣言になりやしないかとの危惧の念からの老婆心であったようだ。

## V 「子どもが死ぬ学校」でいいのか!? (2013年2月)

このテーマは2013年に出版した拙著『教育現場での柔道死を考える―「子どもが死ぬ学校」でいいのか!?!』の副題である。出版をしていただいたかもがわ出版の松竹伸幸が付けてくださったもので、私の気持ちを的確に把握してくださっている。

### ○柔道死問題の重大さへの気付き

ことの重大さに気付いたのは、2011年の「体育の日」を前にした10月9日の毎日新聞の社説「柔道死亡事故、『必修化』を前に安全徹底を」を読んだことだった。社説から知ったことは、「1983年からの28年間で、学校で柔道をしていて死亡した生徒が114人(中学39人、高校75人)。毎年4人がなくなっている」ということだった。柔道で28年間とはいえ114人の生徒が亡くなっていたことは私も知らなかった。愕然としたことを記憶している。それらのデータは、名古屋大学で教育社会学を担当されている内田良によって作成されたことも知った。

早速インターネットで内田の「学校リスク研究所」を調べた。28年間の柔道死亡事故114件の一覧表と、さらに柔道傷害事故275件(中学96件、高校179件)の一覧表を見ることができた。いずれも学校で生じた事故等への保険も扱っている「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の報告書にもとづいて作成されていた。内田は、その資料を多角的に検討し、大学の紀要に公表していた。それもインターネットで拝見することができた。

学校管理下の柔道死問題に、内田は何故目を向けることができたのだろうか。体育・スポーツ・柔道の専門家が気付かなかったこの大問題を、内田が目にしたのは何故だったのだろうか。内田が設定している「学校リスク研究所」というブログを開くと、『『闇社会学』の部屋へようこそ』という挨拶から始まる。「闇=病み」ともされている。つまり内田の社会

学は表通りだけではなく、裏通りへの目線をお持ちだったことによる成果だったようだ。

内田の社会学には、社会の明るい面、プラスになるような面だけではなく、目に見えない面、影になっている面へも多面的に、時にはその病理すら考察する視線が存在していたのだ。だから柔道死の問題への接近が可能だったのだろう。これは体育学・スポーツ科学・武道学が本当の学問、科学になるために学ばねばならない姿勢なのだ。このような眼差しが欠けている学問は「お目出度い世界」で、少なくとも学問の名に値しない。我々体育学、スポーツ科学に携わる者は、私も含めて、自分たちが関わっている領域の「お目出度さ」を、まず自覚・反省せねばならない。

3・11以来よく耳にするようになり、批判的にもなっている表現に「原子力ムラ」というのがあるが、それと同様に我々も体育ムラ、スポーツ科学ムラ、柔道ムラの域から脱出できない現状を自覚しなければならない。このことは、まさに現代の体育学・スポーツ科学に内在するパトロジー(病理)ではないだろうか。

柔道死が社会問題化したもう一つのきっかけは、「全国柔道事故被害者の会」の活動であった。この会は2010年3月に組織され、ホームページもたち上げて情報の公開と交換をされている。

「想像してほしい。朝いつものように元気に登校した我が子が夕方には記憶をなくし、言葉をなくし、一人では立つこともできない状態になった時の親の気持ちを。」(落合博、毎日新聞、発信箱、2011年12月29日)

落合博は大阪にいた頃、毎週土曜日に連載していたスポーツ欄のインタビューのため拙宅に来てくださり、知り合った。関西では中学校の運動会で高段のピラミッドが問題になっていた時、伊丹市の天王寺川中学校に視察に来られ、合間に大阪のホテルでお目にかかり教えて頂いたことがあった。彼は柔道死問題にも関心を寄せ、シンポジウムなどではしばしばお目にかかっていた。親の気持ちを表現した上記の言葉には、私も加害者の立場にいることを痛感させられた。

### ○フランスの柔道事故

柔道発祥の地日本のこの惨状は、まったく恥ずかしい限りだ。それに対して鹿屋体育大学の浜田初幸によると、柔道人口は日本の3倍でありながら、フランスでは、死亡事故はほとんどないと言う。何故か。指導者の資質がまるで違っているからだ。「フランスで柔道を指導するためには、国家スポーツ青年省とFFJDA(フランス柔道連盟)がタイアップして実

施している国家試験にパスしなければ、フランス国内において指導することや道場を持つことは許されない。」(浜田初幸「柔道大国・フランスの実情を探る」『鹿屋体育大学学術紀要』34号、2006年、p.56)つまりフランスでは柔道を指導する場合、国家試験に合格していなければならないのだ。

柔道死の拙著を出版して6年を経過していた昨年になって、出版社宛てで私に質問が届いた。確か群馬県で柔道を教えている方からで、内容はフランスの柔道指導者についてであった。私は全くの専門外なので上記の浜田論文をインターネットで拝見することが出来る旨お答えした。

柔道界はメダル争いをする前に、事故対策等という生ぬるい対応ではなく、指導体制の抜本変革をしなければ先がない。全柔連では2013年から指導者の資格認定制度を改革したようであるが、抜本的とは言えなかったようだ。現状を追認する抜け穴が存在していたからだ。その後柔道死事故はなくなっているだろうか。

「全国柔道事故被害者の会」の方がおっしゃっていた「最後の砦は指導者！」という言葉が耳から離れることがない。

**○柔道死問題に関する拙著を準備していた2012年7月4日に、文科省から「学校に於ける体育活動中の事故防止について(報告書)」が公表された。**

この報告書は、文科省が2011年8月に設置した「体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議(以下「協力者会議」という)」がまとめたものである。この会議は2010年7月に全国柔道事故被害者の会から「柔道の指導には厳格な資格制度の導入が必要だ」として、文科省に専門家プロジェクトの設立を要望されたのがきっかけとなって設置された。

報告書には、体育活動中における死亡・重度の傷害事故の概要が示されていた。新聞報道によると「体育の授業や部活動中の事故に関する統計を文科省が公表したのは初めて」(東京新聞、2012年7月4日)だそう。学校管理下の死亡事故は大変な状況であるのに、それを文科省は公表してこなかったのだ。これは隠蔽体質にもよるのだろうが、文科省には事故に関する情報が入っていなかったからなのだ。

1989年12月に地方分権化の一環として決められた「国と地方の関係等に関する改革推進要項」の「地方から国への報告義務の廃止」という閣議決定に、「生徒の体育活動中の事故に関する報告を廃止する」が含まれ

ていた。それによって文科省は、武道必修化に際しても、過去の事故問題を検討する材料を失い、またそのような角度から慎重に検討すべき課題であるとの認識すら持たなくなっていたのだ。この国の「安全文化の低さ」を明確に示した閣議決定だった。文部行政の貧困さを如実に示すもの以外の何ものでもない。文科省に子どもたちの「安全」を論じる資格があるだろうか。

協力者会議では、内田と同様、学校管理下の事故に対して災害共済給付を行っている日本スポーツ振興センターの給付件数をもとに検討している。「報告書」では、1998年度から2009年度の12年間に死亡見舞金、障害見舞金(1級～3級)を給付した事例590例(内、死亡470例、障害120例)をもとに分析されている。年平均すると死亡が39件、重い障害が10件生じていたことになる。

死亡事故では突然死が70%以上を占めていることが強調されている。協力者会議の定義では、意識不明になった原因を問うていないので、突然死は何となく仕方のないことのような雰囲気を感じさせる叙述である。しかし実際には多くの場合何らかの激しい身体活動と関係していることを忘れてはならない。武道と一緒に必修化されたダンスの場合に突然死が発生したことは聞いたことが無い。一応確認のために、複数のダンス関係者の方々に問うてみたが、耳にされたという方は誰もいなかった。つまり突然死といえども、かなり激しい身体活動を伴うという原因がほとんどの場合あるようで、多くは「防ぐ可能性を秘めた事故」(accidentではなくinjury)だと考えるべきなのだ。

報告書に示された事故件数を学校種・学年別にみると次の通りである。

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
件数	5	5	9	7	16	18	65	69	54	142	118	82	590

【文科省「学校における体育活動中の事故防止について(報告書)」、2012年7月より】

これは1998年度～2009年度の12年間に死亡見舞金、障害見舞金(死亡470例、障害120例)が給付された590例をもとにまとめられている。12年間とはいえ死亡が470件あったことにまず驚いてしまう。一年に40名近い子どもたちが学校管理下の体育的活動で命を落としているのだ。柔道死が年間4名で武道必修化を目前にして社会問題になったが、文科省のこの報告書が出てから、学会等がこれを上げたことはあっただろうか。一年で50名の子どもたちの生活が奪われているのだ。このことを我々は知っていただろうか。

特に、小6では18件だったものが中1で65件と、3.6倍になっていることと、中3で69件だったものが、高1で142件と、2.65倍になっていることに、我々危機管理にあたる者としては注目しておかねばならない。学校種が代わる段階でこの違いが生じていることを深く検討しておく必要があるだろう。

報告書には、この他授業中の事故を教材別に示した報告や、部活に於ける種目別の事故件数等も報告されているが、それらの内容は拙著に示されているので参照していただきたい。

### ○師範学校的体育学とカニバリズムの指向性

柔道死問題を扱った拙著を出版する前に、原稿の段階で何人かの方に見ていただいた。いろいろ感想を寄せてくださり、参考にして印刷に入った。ご意見の中で特に印象的だったのは鳴門教育大学の綿引勝美から寄せられた以下のものだった。

「よく体育の存在理由を云々する議論が散見されますが、それは多くの子供たちの能力の発達に関わる多大な犠牲という事象に目をつぶり、一部の成功だけを己の業績や実績として声高に主張するという傾向をもち、なんともやりきれなくなることがしばしばです。わたしたちの師範学校的体育の存在理由は多くの子供たちの肉の苦しみを食べるという人肉食(カニバリズム)の指向性にあると言わなくてはなりません。」

「師範学校的体育」と「カニバリズム」という表現が、私の心に強く響き、印象的だった。師範学校は、ご承知の通り明治憲法下にあった終戦までの初等学校の教員養成機関だった。その名残が現在も存在しているというのだ。

カニバリズムというのは、ジャック・アタリ著、金塚貞文訳『カニバリズムの秩序—生とは何か・死とは何か—』(みすず書房、1984年)で知られている。この訳書が出版されたころ、関西の若手研究者が法隆寺近くの民宿に集まり研究会をしたが、その時神戸大学にいた綿引が紹介したのがこの文献だった。現代の体育・スポーツ状況は、まさに子どもたちを食いつくそうとする鬼の前に置かれているというのだ。私の原稿を読んで寄せてくれた綿引の感想は、戦後の体育・スポーツも、現代化されているように言われているが、現実には大きな変化はなされずに、戦前の多くを背負ったままだと述べていたのだ。

### ○日本における安全文化の低さ

拙著を準備していた2011年3月20日に畑村洋太郎著『危険な学校—わが子を学校で死なせないために

—』(潮出版社)が出版された。3.11直後の出版だったのであまり注目されなかったかもしれないが、「危険な学校」という意表を突くタイトルと、表紙の帯に書かれている「年間70人の子どもが、学校内の事故で命を落としている・・・!」に刺激され、書店で求めた。東大名誉教授の畑村は、失敗学、危険学が専門なので、体育・スポーツに関する問題は殆ど扱っていない。主として建物等の学校施設関係にまつわる危険・事件が扱われていた。亡くなっている子どもの数が年間70人と言われているが、恐らく体育・スポーツ関係の40名を含めてだと思いが確認されていない。まさに日本の教育環境はカニバリズムのどしと言いやうのない現状のようなのだ。

畑村は政府の内閣府に置かれた「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会(政府事故調)の委員長もつとめた方で、委員会は2012年7月23日に報告書を公表した。2011年12月末にはその中間報告を行ったが、その直前に国際会議を開催し、海外の専門家から日本の対応について意見を聞いていた。報道によると、海外の専門家から日本の規制当局や電力会社に見られる「安全文化の欠如」が指摘されたとのことだった。

なお、これとは別に、私が学会の会員だった19期の時の議長黒川清を委員長とする国会事故調というのがあり、2012年7月5日に報告書を発表した。これに対するイギリスの反応を7月8日の産経新聞が紹介していた。イギリスの各新聞は「日本文化に根ざした習慣や規則、権威に従順な日本人の国民性が事故を拡大させたとする点を強調し、『日本人的な大惨事』に苦言を呈する報道が目立った」という。そして「フクシマの惨事を中心にあつた日本文化の特徴」と題した記事では「島国の慣習や権威に責任を問わない姿勢が事故原因の一端」だったとした。また、「非常に日本的な大惨事」との見出しで報じたタイムズ紙も「過ちは日本が国全体で起こしたものではなく、個人が責任を負い、彼らの不作為が罰せられるべきものだ。集団で責任を負う文化では問題を乗り越えることはできない」と日本的文化へのコメントをしていた、という。

政府事故調においても、国会事故調においても、どちらに対しても外国からの目には大変厳しいものを感じてしまう。しかし、日本の教育界、スポーツ界の人命軽視の現状を見てきた私にとって、厳しいと言うよりも当たり前の批判がなされていると思うし、改めて日本の安全文化の低さを自覚せざるを得ないのだ。

## VI 体育・スポーツの暴力に見られる 日本の遺物

これは、森川貞夫編『日本のスポーツ界は暴力を克服できるか』（かもがわ出版、2013年11月）の中で分担執筆した拙稿「スポーツにおける暴力とは何か」で問題にしたことである。

この書は、2013年3月20日に関西大学天六学舎において開催されたシンポジウム「スポーツにおける暴力―『体罰問題』を考える」での報告を基礎に作成された。私もシンポジストの一人として参加していた。柔道死問題を扱った拙著を出版したばかりだったので、柔道死の原因になった暴力問題を中心に扱った。

スポーツ場面に見られる暴力は、時として体罰と称されることがある。しかし、我々も2013年1月31日に全国柔道事故被害者の会から出されたメッセージに注目しておかなければならない。そこでは「体罰」という表現への違和感が示され、それは「虐待」というべきだと主張された。なぜならば体罰だと教育的指導（愛の鞭）として認められることを容認しかねないからだという。そして最後に「すべての指導者、すべての教育者は、大人の理性を持って『虐待』の連鎖を断ち切って下さい」と訴えておられた。

その年の5月26日に松本で全国柔道事故被害者の会主催のシンポジウム「学校安全とスポーツ指導の在り方」が開催された。そこで柔道死問題が社会問題化するきっかけを作った名古屋大学の内田良が「学校におけるスポーツ事故の実態と特徴」というテーマで話され、1983年から2011年までの29年間に、運動部で870件の死亡事故が発生していたことが報告された。年間30名の子どもが部活動で亡くなっていたのだ。このような実態を体育教師・スポーツ指導者は知っていただろうか。日本学術会議にも登録されている体育学・スポーツ科学関連諸学会は、この問題を取り上げ、問題にしたことがあっただろうか。文科省はどうしていたか、知っていたのだろうか。

同じくその年の5月18日に大阪弁護士会館で行われた「スポーツ指導における体罰」というシンポジウムで、柔道の溝口紀子が「体罰問題について―フランスとの比較」という話をされた。園田監督のような行為がフランスであつたらどうかという質問に対して「即法廷行きです」と答えていたこと、「フランスの学校も棒でたたいたりしていたが、第二次世界大戦と同時に終わった」という発言が印象的だった。戦勝

国だったフランスも古い教育制度が代わったようだが、敗戦国日本ではどうだっただろうか。制度的には憲法の改正、教育制度の改革等大きな変化はあったが、それにもかかわらず戦前の軍隊教育からの遺産も多く残っていたように思う。スポーツにおける暴力はその典型的なものだった。

私が経験した国民学校（現在の小学校）時代の体育は「体錬科体操・武道」と呼ばれていたが、内容として記憶に残っているのは「集団行動」だった。これが子どもたちに課された教練の教材だった。常にさせられているという内容で、つまらなかった思い出しか残っていない。戦中時代にさせられた集団行動の後遺症からか、私は集団で行動することに人間の尊厳を傷つけられるような嫌悪感を覚えるようになった。少々極端だが、一人の指揮者に操られるオーケストラの演奏に対しても、またクラシック・バレエの演技に対しても違和感を抱いたものだった。特に1950年代後半に牧阿佐美バレエ団の公演で見たベートーベンの交響曲5番「運命」に振りつけられた作品に、集団行動的雰囲気を感じて違和感を覚えた記憶が今でも残っている。

集団行動は、戦後のカリキュラムに含まれていなかったもので、その後私自身が経験することはなかった。しかしいつの間にか体育の教材として復活したようで、1965年に文科省は『体育（保健体育）科における集団行動の手引き』を刊行した。基本的な行動様式とその扱い例として「姿勢、方向変換、集合・整頓・番号・解散、列の増減、開列、行進、足踏み、礼」の項目を挙げ、その指導上の留意点が示されている。しかし、こんな内容の訓練をしていたのではとても津波の襲来をさけることはできない。

慶應義塾大学文学部ドイツ文学教授の糸川麻里生は、2012年に頂いたメールで、次のように語っていた。ドイツ人と話していると、「日本では今でも整列行進や“かしら右”をしているが、ドイツ人はそういうものを非常に嫌う。戦後のドイツでは体育から軍隊的＝プロイセンあるいはナチス的な色彩を徹底的に排除したが、日本では軍隊的要素が他の領域に比べて例外的に生き延びているように思う」と。同じ敗戦国でありながら日独の間には戦後処理の仕方に大きな違いがあったことは承知していたが、こんなところにも表れていたことを知らされた。軍隊的集団行動が今なお日本では生きている現実をどのように考えるべきなのだろうか。これは戦前の軍隊教育の遺制ではなく、軍隊教育そのものを継承していると

言わざるを得ないのではないだろうか。

なお、2002年にドイツ・ゲーテ研究所の企画でボールゲームに関するシンポジウムがソウルの同研究所であり、糸川麻里生とはそこでご一緒して知り合った。糸川はサッカーに関する著作があり、私は2000年にドイツのドゥーダーシュタットで行われた国際学会で蹴鞠について発表していたので指名されたようだった。その後、糸川が慶應義塾大学で「スポーツと文化」というテーマでシンポジウムを企画・開催した。そこに呼ばれたのが私の他、二宮清純（スポーツジャーナリスト）、溝口紀子（柔道家）、ノッターデビット（慶応大学教授）だったので、暴力問題も話題になっていた。その内容は『三田評論』No.1177（2014年4月号）に掲載された。

毎年学校管理下の体育的活動で50名近くの子供たちが命を失っている現実をどうしたらいいのだろうか。私がこの小論を終わるにあたり述べたことは「文科省は子どものために命を賭して戦え！」だった。

「通達」を出せば済む問題ではない。「通達」を出しても殆ど効果が無いのだ。文科省はみずからの行政的営みを「自己評価点検」したことがあるだろうか。国民や各学校・大学に「自己評価点検」をさんざんさせておきながら、みずからの営みに何らかの点検や評価をしたことを聞いたことがない。あったら見せてもらいたいものだ。

最後にもう一度、二つ言葉を挙げてこの節の終りにしたい。

一つは2011年12月29日の毎日新聞発信箱に書かれた落合博の言葉。

「想像してほしい。朝いつものように元気に登校した我が子が夕方には記憶をなくし、言葉をなくし、一人では立つこともできない状態になった時の親の気持ちを。」

もう一つは拙著にも引用している小林恵子からのメールで述べられたもの

「事故の報を聞くたびに、いつも同じキーワードが並び、落胆いたします。中学一年生、高校一年生、体重差、身長差、大外刈り、乱取り、合宿中、急性硬膜下血腫。

文科省をはじめ、全柔連や川崎市、横浜市等々の指導マニュアルを読むと、どれも『安全な技の掛け方』ばかりです。

こんなにも子ども達が遺体を積み上げて訴えているのに、何故全柔連も文科省も事故を検証して学ば

ないのかと悲しくなります。」

そして最後にもう一度

「文科省は子どものために命を賭して戦え！」

## VII おわりに：スポーツにおける暴力の根源 — 臣民的雰囲気の温存

雑誌『たのしい体育・スポーツ』編集部からの依頼で、2018年秋号（10月）に拙稿「スポーツはなぜ暴力と手が切れないのだろうか—その根源を問う—」を寄稿した。その内容は私が「体育・スポーツの危機」と題して述べてきた本稿を、偶然だが締めくくるような内容だった。結論的な言葉としては、根源にある元凶は「臣民的雰囲気」だと思っている。全体を5つの小見出しを付けて論じた。

### ○体育会系スポーツ集団の解体を！

最初は、「体育会系スポーツ集団の解体を！」というタイトルで、2018年5月に日大選手が関学大の選手に無意味なタックルをして怪我させたアメリカンフットボールの事件を扱った。私はテレビで見えて、このスポーツは一体「誰が楽しんでいたのか」と疑問に思った。頂点に監督、その下にヘッドコーチ、そしてその下に沢山のコーチが置かれている。そしてその下に漸く選手が出てくる。こんな組織で選手はスポーツを楽しんでいたのだろうか？ 私には、このスポーツが上意下達の一方向通行に終始し、選手に奴隷仕事（苦役）が課せられているシステムに見えて仕方なかった。

日本の体育会系といわれるスポーツ集団は、これに似た組織のところが多い。スポーツに暴力を温存させてきた元凶であろう。この事件が体育会系スポーツ集団解体への発端になることを願った。

### ○スポーツは平和の産物か？

これまでのスポーツ論には、スポーツと平和を結び付けようとする論調が多い。1945年8月15日を体験した私も、その直後に始まった一種のスポーツ・ブームを経験しているので、確かに平和が訪れて初めてスポーツが可能になることは理解している。しかしささやかであるが、スポーツ史を研究してきた者としては、スポーツと平和を結び付けることに躊躇してしまう。何故か？ それはスポーツの発展や成立の時代背景が無視されていて、どうしても非歴史的論調に思えるからだ。

近代スポーツは19世紀イギリスに始まったと言われている。それが20世紀になろうとした頃から近代

オリンピックが始まり、スポーツが世界的なものになっていった。何故19世紀に近代スポーツが誕生し、20世紀にそれが世界的に広まることになるのか、その歴史的背景が問われなければならない。

サイード(板垣他訳、『オリエンタリズム』平凡社、1986年p.41)によると、ナポレオン以後のヨーロッパを決定づけたウィーン会議が行われた1815年から、第一次世界大戦が始まる1914年までの100年間に、地球上でヨーロッパが占める地表面積が、35%から85%に拡大したという。それはヨーロッパ列強による植民地獲得競争が繰り広げられた結果だったのだ。つまり戦争に明け暮れていた時代だった。これが近代スポーツの誕生と、それを世界的拡大に導いた歴史的背景だったのだ。近代国家はその戦争を支える国民を持たねばならなかった。イギリスのボーイスカウト、ドイツのワンダーフォーゲル、ヒトラーユーゲント、ソ連のピオニール、日本の青年団活動等々、徴兵制度を可能にする国民形成の営みが盛んに為されていた。まさに「青年の時代」と言われ、スポーツ活動も盛んに行われていたのだ。

#### ○体育・スポーツのカニバリズム的性格

平和で楽しいはずの学校で、子どもが亡くなるのが許されるだろうか。これまで学校の体育的活動で多くの子供たちが死亡していた。日本の教育は子どもたちの死体によって成り立っていたのだ。まさに学校教育のカニバリズム的性格と言えよう。このことに対して文科省は何をしてきただろうか。私には全く無策にしか思えない。文科省もカニバリズム的性格なのだ。そんな所に自分の子どもを通わせなければならないことを親は知っているのだろうか。

#### ○近代の体育・スポーツは憲法違反

近代体育の父といわれるグーツムーツ(1759-1839)は主著の中で「体育(ギムナスティーク)は、若々しい喜びにあふれた作業である」(成田十次郎訳『青少年の体育』明治図書、1979年、p.129)と定義している。私はこれを「体育・スポーツは、若々しい喜びとみせかけた苦役である」と訳し直した。カニバリズム的暴力教師の下で、必修の授業として、義務教育の中で、年間40名の死亡者を出している営みなだから。自虐的ではあるが、成田訳の原文と同じドイツ語を、私が現状に相応しく読みかえたものである。

そして、苦役を課すことは憲法違反になる。

日本国憲法第18条に「何人も、いかなる奴隷的拘束をうけない。また犯罪に因る処罰の場合を除いて

は、その意に反する苦役に服させられない」とある。子どもたちが、体育やスポーツで暴力的指導の下に置かれたとすれば、憲法違反なのだ。

#### ○暴力の根源・指導者から臣民意識を排除せよ!

結局スポーツから暴力行為が無くならない根源は何なのだろうか。

その答えを私は日本人が「臣民意識」から脱却できていないことではないかと考えている。明治憲法下で長いこと培われた日本人の心性は、「臣民から国民へ」大きく変わったはずの新憲法の下になっても、各所で旧態依然たる臣民意識が根付いている。体育やスポーツの指導者だけでなく、大人の世界にも大きく蔓延っている。森友事件で痛ましい自殺者がでたが、そのニュースに接して、官僚の世界に蔓延る臣民意識を認めざるを得ない。仕事の場面でも皆が自由にものの言える状況になっていないのだ。

3月29日朝のNHKで、平川理恵の話が放映されていた。民間人から校長になり、広島県の教育長にもなられた方だった。彼女の話の中で、大事なことは自分の思っていることを自由に発言させること、と言っておられたことが印象的だった。これが民主主義社会の原則だと思うが、現実はなかなかそうっていない。政治家でも忖度し、記録の改ざんを行い、資料には黒塗りを施す。国会でさえ思うことが十分自由に話し合われていないのに、生徒や学生に望んでも無理ではないだろうか。

拙稿の最後の部分を再録して、この稿に寄せた私の思いの叙述を終わりたい。

「現在の我々には『臣民』は存在しないはずだ。体育会系集団、シゴキ文化、暴力が温存されている現状は、指導者の生徒や子どもを見る意識が臣民のままなのだ。指導者の生徒や子どもたちへの眼差しが、旧憲法時代同様見下している。体育・スポーツから暴力をなくすためには、指導者の意識の改革、指導者の眼差しの改善が必要なのだ。」